

別表

	補助対象者	補助対象経費	補助基準額	補助率
農福共生地域拠点事業	<p>1 次に掲げる条件を満たす法人であること</p> <p>(1) 府内に主たる事業所があること</p> <p>(2) 営利を主たる目的としないこと</p> <p>(3) 原則10年以上の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を運営している実績を有していること</p> <p>(4) 農業協同組合に加入するなど、農業とのネットワーク化を図っていると知事が認めるものであること</p> <p>2 次に掲げる事項を全て満たす事業所を府内に有していること</p> <p>(1) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援(以下「指定サービス」という。)において農福連携事業に5年以上継続して取り組んでいること</p> <p>(2) 農福連携事業において地域と連携する事業(以下「地域連携事業」という。)に現に取り組んでいること知事が認めるものであること</p> <p>(3) 府内の圏域における農福連携事業を行う法人及び事業所への助言、情報発信又は連携を行う中核的な機能を担う能力があると知事が認めるものであること</p> <p>(4) 3,000㎡以上の農地で生産又は300㎡以上の規模の施設で加工を行っており、農業に係る生産、加工及び販売の一連の工程を事業として実施していること</p> <p>(5) 事業効果に継続性があると認められること</p>	<p>左欄の事業所における次に掲げる経費</p> <p>1 ハード整備</p> <p>(1) 農福連携事業のために行う施設の整備に要する経費</p> <p>(2) 地域連携事業を行うために必要な施設の整備に要する経費</p> <p>2 ソフト事業</p> <p>(1) 農福連携事業の運営に要する経費</p> <p>(2) 地域の連携に要する経費</p> <p>(3) 他の事業所への助言、情報発信又は連携に要する経費</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額を補助基準額とし、補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を補助選定額とする。</p> <p>1 ハード整備 20,000 千円</p> <p>2 ソフト事業 3,000 千円</p>	<p>2/3 以内(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)ただし、ハード整備については補助選定額から補助額を差し引いた額を指し、関与する融資機関から借入れる場合は当該借入額の2/3以内を補助する。</p>
農福共生事業	<p>1 次に掲げる条件を満たす法人であること</p> <p>(1) 府内に主たる事業所があること</p> <p>(2) 営利を主たる目的としないこと</p> <p>(3) 原則2年以上の障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援及び同法第7条第2項に規定する障害児入所支援事業所を運営している実績を有していること</p> <p>2 次に掲げる事項を全て満たす事業所を府内に有していること</p> <p>(1) 指定サービスにおいて農福連携事業に取り組むこと</p> <p>(2) 地域連携事業に取り組むこと</p> <p>(3) 事業効果に継続性があると認められること</p>	<p>左欄の事業所における次に掲げる経費</p> <p>1 ハード整備</p> <p>(1) 農福連携事業のために行う施設の整備に要する経費</p> <p>(2) 地域連携事業を行うために必要な施設の整備に要する経費</p> <p>2 ソフト事業</p> <p>(1) 農福連携事業の運営に要する経費</p> <p>(2) 地域の連携に要する経費</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額を補助基準額とし、補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を補助選定額とする。</p> <p>1 ハード整備 5,000 千円</p> <p>2 ソフト事業 3,000 千円</p>	<p>2/3 以内(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)ただし、ハード整備については補助選定額から補助額を差し引いた額を指し、関与する融資機関から借入れる場合は当該借入額の2/3以内を補助する。</p>